

八丈町農業委員会

第 3 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和 6 年 6 月 2 5 日 (火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和6年6月25日(火) 9:00～10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛(欠席)
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：11番 金田 可奈利委員、12番 菊池 家司委員

8. 議事

会議日

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第4号 非農地判断願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 奥山 万羅、篠崎 京平、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第3回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、11番委員・12番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和6年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,659㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●・●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 ロベレニー
番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 652㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

番号 3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 297㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については現在、竹等が茂っていますが、今後重機を入れて、開墾しロベを植えるとのことです。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

番号2農地の●●●●さんについては、普段から家に隣接する畑でも野菜等を栽培しており、今回の農地についても取得後、野菜やイモ類の栽培を行っていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

番号3農地の●●●●さんについては、以前は漁師をしていましたが、現在はロベ切りをしているとのことです。畑については少し雑草が生えておりますが、草刈等すれば耕作できる状況であり、農地取得後は奥様と一緒にロベを栽培していくとのことです。全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委 2 番 農業委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。現在、雑木林となっておりますが、開墾すれば問題なく耕作できると思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 1 農地について、1 番農業委員お願いします。

農委 1 番 現地は竹山となっておりますが、重機を入れて開墾すれば問題ないと思いますので、審議の方をお願いします。

議長 続いて、番号 2 農地について、5 番推進委員お願いします。

推委 5 番 農業委員、事務局と現地を確認しました。譲受人の●●●●さんは現在農業に励まれており、今回の農地は少し雑草等が生えておりましたが、手入れすれば問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 2 農地について、10 番農業委員お願いします。

農委 10 番 今回の農地は私の自宅からも近い為、前から目にしております。以前はきれいに耕作されておりましたが、現在は少し遊休化しております。●●●●さんが取得して開墾するとの事ですので、遊休農地の解消に繋がると思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 3 農地について、4 番推進委員お願いします。

推委 4 番 農業委員、事務局と現地確認を行いました。土地は平らで、少し雑草は生えておりますが、手を入れれば問題なく耕作できると思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 3 農地について、5 番農業委員お願いします。

農委 5 番 事務局から説明があったとおり、譲受人の●●●●さんは元々漁師ですが、現在はロベ切りを行っており、農地も少し整備すれば問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第 1 号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の
提出について意見を求める。

令和6年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 2, 171 m²

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1, 069 m²

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1, 865 m² 3筆合計5, 065 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー・野菜、期間10年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1, 914 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間3年間、賃借料は年間30, 000円となります。

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積1, 477 m²の内430 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 鉢物、期間1年間、賃借料は年間30, 000円となります。

番号4① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 3, 553 m²の内3, 221 m²

番号4② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 544 m²

番号4③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1, 750 m²、

番号4④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 488 m²、4筆合計6, 003 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権の設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 鉢物、期間5年間、賃借料は年間210, 000円となります。

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

続いて番号 2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2 農地説明】

続いて番号 3 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 3 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 3 農地説明】

続いて番号 4 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 4 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 4 農地説明】

最後に確認事項ですが、番号 1 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、今回利用権設定から中間管理への移行であり、今回の対象農地ですでにロベと野菜を栽培しており、今後も引き続き栽培を行うとのことで全部効率利用・常時従事については問題ありません。

番号 2 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、こちらも利用権から中間管理への移行であり、すでに明日葉が植えられており、今後も引き続き明日葉を栽培していくとのことです。

番号 3 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、これまでも鉢物の生産を手伝っており、現在あるものを引き継いで鉢物生産をしていくとのことで全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については施設があり、施設を利用し鉢物の栽培を行っていくとのことです。

番号 4 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●については、都内で鉢物の販売、リース等を●●●●という社名で行っており八丈では鉢物の原木栽培を行うとのことです。作業については八丈に農場管理者を置き、農地を管理していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、現在草木が茂っている部分もありますが、重機なども使いながら整備していくとのことです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1 農地について、2 番推進委員お願いします。

推委 2 番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明どおり、すでにロベが植えられており更新の案件となりますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 1 農地について、1 番農業委員お願いします。

農委 1 番 推進委員から説明があったとおり、更新の案件でありで引き続き、今あるロベを栽培していくとのことですので、問題はないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 2 農地について、5 番推進委員お願いします。

推委 5 番 農業委員、事務局と現地確認を行いました。事務局からの説明どおり、農地には明日葉が栽培され、内容的には更新という事ですので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 2 農地について、10 番農業委員お願いします。

農委 10 番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員からも説明があったように更新ということで、農地もきれいに整備されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 3 農地について、3 番推進委員お願いします。

推委 3 番 現地を確認しました。農地にはパイプハウスがあり、その中には鉢物がありました。それらを引き継いで栽培していくとのことですので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 3 農地について、13 番農業委員お願いします。

農委 13 番 推進委員、事務局から説明があったとおり、現在ある鉢物を引き継いで栽培していくとの事なので、問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 4 農地について、7 番推進委員お願いします。

推委 7 番 農業委員、事務局と現地を確認しました。①農地については、開けた大きな土地で効率の良い農業が出来ると思います。①、②農地については、下草が伸びているが、刈ればすぐに使え、③、④農地については雑木があるが、重機を入れれば耕作できると思います。いずれも問題ないかと思うしますので、審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、番号 4 農地について、11 番農業委員お願いします。

農委 11 番 推進委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。事務局、推進委員が説明したように、①、②については、草刈をすれば利用可能で、③、④については今後重機を使って整備していくとの事で問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第 2 号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認することと決しました。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和6年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2, 843 m²

続いて番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 3, 032 m²、2筆合計 5, 875 m²

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、キキョウラン

売買価格 1, 000, 000円

移転の時期 令和6年9月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和6年8月30日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、①農地は現在竹や草が生えていますが、ロベがすでにあり、草刈等を行いロベ栽培をする予定です。②農地は昔使っていたハウスが残っており、中にキキョウランも植えられている為、手入れを行いキキョウランを栽培する予定です。

議長 説明が終わりました。委員にご意見及び審議いただく前に、本件関係者となる委員は退出いただきますようお願いいたします。

【関連委員退出】

それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 現地確認を行いました。所有権を移転する●●●●さんと移転を受ける●●●●さんは親族関係にあり、●●●●さんは高齢の為、農地を引き継いでもらいたいとの事です。事務局から説明があったとおり、①、②どちらも手を入れれば、十分活用できると思います。よろしく願

いします。

議長 担当地区の農業委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。
事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いします。
【関連委員入室し、自席に着席】

議長 続いて、議案第4号非農地判断願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 非農地判断願出書の承認について 下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。

令和6年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 雑種地、農振区分 農振外、
面積 859㎡

内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は全体的に地盤が固く耕作することが困難な為、二十年以上前から農地として利用されていない状況にあり、規模や状況を踏まえても、今後活用する見込みは低い状況にある為、非農地判断を願い出ることとした。非農地取扱区分は雑種地化によるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1農地については、先ほど説明したとおり、地盤が固くゴツゴツした石などもあり、周辺の環境を考えても、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。それでは、ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、2番推進委員をお願いします。

推委1番 事務局から説明があったとおり、地盤が固く農地として利用するのは難しい為、非農地として処理しても仕方ないかと思います。

議長 続いて、番号 1 農地について、1 番農業委員お願いします。

農委 1 番 事務局、推進委員から説明があったように、地盤が固い為、今後開墾して耕作するのは困難だと思います。非農地としても問題はないかと思います。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第 4 号議案について非農地判断いたしますことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 4 号については非農地判断いたしますことを決定します。